

答 申

- 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論
山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）の公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定は、妥当である。
- 第2 審査請求に至る経過
- 1 公文書の開示請求
審査請求人は、2019年7月28日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県〇〇警察署交通課〇〇警官に関する。旅費にかかる全ての公文書。記録あるもの全て。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - 2 実施機関の処分
実施機関は、令和元年8月6日付け山口警会第627号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。
 - 3 審査請求
審査請求人は、本件処分を不服として、2019年8月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。
- 第3 審査請求人の主張要旨
- 1 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求めるというものである。
 - 2 審査請求の理由
(省略)
- 第4 実施機関の説明要旨
(省略)
- 第5 審査会の判断
- 1 本件公文書について
本件公文書は、山口県〇〇警察署交通課に勤務する特定の警察職員の旅費に関する文書である。
 - 2 本件公文書の存否応答拒否について
(1) 条例第11条第2号について
条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示することとされている。

ただし、警察職員は、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、同号ニに規定する括弧書きで、「当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、開示をすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く」こととされ、公安委員会規則で定める警部補以下の階級にある警察官及び警察官以外の職員で係長の職以下の職にある警察職員にあってはその氏名を非開示としている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

3 本件処分について

本件請求は、山口県〇〇警察署交通課に勤務する特定の警察職員の旅費に関する公文書の開示を求めるものである。

警察職員の氏名については、公安委員会規則に定める警察職員である場合にあっては、条例第11条第2号に規定する非開示事項に該当することから、請求書に記載された氏名の警察職員が公安委員会規則に定める職員であるか否かも答えることはできず、また、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、〇〇警察署に勤務する当該警察職員が存在している又は存在していないという事実を明らかにするものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第11条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和元年10月16日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年10月28日	意見書の提出を審査請求人宛て依頼した。
令和2年9月17日	事案の審議を行った。
平成2年12月21日	事案の審議を行った。
令和3年5月20日	事案の審議を行った。
令和3年7月20日	事案の審議を行った。
令和3年10月4日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年9月30日まで)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	会長職務代理者
沖 本 浩	弁護士	会長
松 本 香代子	司法書士	
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年10月4日現在)